

環境省から下表の基準に沿って「熱中症警戒情報」「熱中症特別警戒情報」が発表されます。

項目	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)	気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による <u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u> 場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) ※令和6年4月から運用を開始。現時点で発表実績なし。
発表基準	奈良県内の暑さ指数情報提供地点(6地点)のうち、 <u>1地点以上</u> で、翌日または当日の日最高暑さ指数(WBGT)が <u>33以上</u> (小数点以下四捨五入)に達すると予測した場合	奈良県内の暑さ指数情報提供地点( <u>6地点</u> ) <u>全て</u> で、日最高暑さ指数(WBGT)が <u>35以上</u> (小数点以下四捨五入)に達すると予測した場合
発表時間	前日午後5時頃 及び 当日午前5時頃	前日午後2時頃